

鶴ヶ島市立図書館資料選定基準

第1 目的

この基準は、鶴ヶ島市立図書館資料収集方針（平成11年3月7日施行、以下「収集方針」という。）に基づき、鶴ヶ島市民の持つ学習、文化、教養、調査研究、娯楽等の様々な要望に応えるため、資料の選定に必要な基準を定め、もって鶴ヶ島市立図書館（以下「市立図書館」という。）の資料の選定に資することを目的とする。

第2 資料別選定基準

(1) 図書

① 一般図書

一般図書は、親しみやすく平易に書かれた資料及び教養を深めるための資料を中心に各分野にわたり選定するとともに、必要に応じて高度かつ専門的な資料を選定する。

ア 各分野の資料を一般的なものから専門的なものまで幅広く選定する。

イ 利用者の知的要求に応え、文化水準の向上を配慮に入れた選定をする。

② 児童書

児童書は、子どもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つような良質な絵本や読み物の充実を図るよう選定する。

子どもの興味や知識欲に対応し、課題を解決する際に役立つ調べ学習用の本など、発達段階に合わせて幅広く選定する。

ア 児童書以外の図書との整合性を保ち、市立図書館全体の蔵書構成、利用者の要求を考慮に入れて選定を行う。

イ 絵本は、絵がストーリーを語り、絵と文章が一体化していて、子どもにふさわしいあたたかみのあるものを選定する。

ウ 絵本や読み物は、評価の定まった作家の作品や長年読み継がれた作品を中心に、幅広く選定する。

エ 昔話は、原型を忠実に再話しているもの、構成や結末を変更していないものを選定する。

オ 紙芝居は、画面の絵と語られる文が調和していて、「ぬく」という表現が充分生かされているものを選定する。

カ 知識の本は、記述・図表・資料が正確であり、写真・挿絵が適しているものを選定する。

キ 地域資料は、子どもの調査研究に役立つよう、鶴ヶ島市に関する資料を積極的に選定する。埼玉県全域に関する資料は可能な範囲で選定する。

③ ティーンズ図書

ティーンズ図書は、対象者が好んで利用するもの、進路や職業選択、人生についての思索に参考となるものなどを幅広く選定する。ライトノベル、ティーンズ向けの小説はバランスよく選定する。

④ マンガ

マンガは、原則として完結している作品で、時代性が反映された評価の定まった作品、広く大衆文化に評価されているもので、素材やアイデア、テーマを考慮に入れ、独自のユーモアとあたたかな情感があり、現代社会を反映しているものを選定する。

⑤ 参考図書

参考図書は、日常の調査研究のために必要な、辞典・事典類、年鑑、目録、図鑑、地図、資料集、法令集等を幅広く選定する。

ア 選定の留意点については次のとおりとする。

(ア) 記述が客観的で信頼性の高い資料

(イ) 典拠の表示が正確になされている資料

(ウ) 使いやすく堅牢な資料

イ レファレンスサービスのための資料として、常に充実・整備に努める。また、調査研究に耐え得るような基礎的資料を広範な領域より厳選し、問題解決のために必要な資料を選定する。

ウ 年鑑・便覧等、定期刊行の資料は、内容の新鮮さを保つよう時期を定めて買い替えを進める。ただし、インターネット上で無料公開されているものは、この限りではない。

⑥ 外国語図書

外国語図書は、鶴ヶ島市内に在住する外国籍の人の構成比率を参考に、各言語の資料を必要に応じて計画的に選定する。

(2) 逐次刊行物

新聞は、全国紙、地方紙、スポーツ紙、経済紙、政党機関紙などから主要なものを選定する。

雑誌は各分野における主要な雑誌を中心に選定する。

① 児童、ティーンズ向けのものも選定する。

② インターネット上で無料公開されているものは、この限りではない。

(3) 地域資料

鶴ヶ島市に関する地域資料は、「鶴ヶ島市地域資料収集取扱規定」に基づき、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真等を網羅的に選定する。

隣接する市町に関する資料は、鶴ヶ島市に関する資料に準じて選定し、埼玉県及びその他の県内市町村に関する資料は、可能な範囲で選定する。

(4) 視聴覚資料

視聴覚資料は、各分野の一定の評価を得ている作品、代表的作品を中心に選定する。鶴ヶ島市や埼玉県に関係する作品は、可能な範囲で選定し、他の媒体による視聴覚資料は、必要に応じて選定する。

(5) 障害者用資料

障害者資料は、障害に応じたサービスを提供できるよう、点字図書、拡大図

書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本などのアクセシブルな書籍及び音声読み上げ機能に対応する電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータなどのアクセシブルな電子書籍を選定する。

(6) デジタルコンテンツ

① 電子書籍

電子書籍は、利用者の要求等に留意して、ハウツー本など電子書籍の特徴を生かした資料を中心に、ベストセラー本や児童書なども選定する。

② データベース

データベースは、最新の情報・データを提供するため、ビジネス支援等に対応した商用データベースを選定する。

③ デジタルアーカイブ

市立図書館で所蔵する地域資料を中心に、デジタルアーカイブ化して公開する。

(7) その他

その他の資料として、絵画などの実物標本等を選定する。

附 則

この資料選定基準は、平成11年3月18日より施行する。

この資料選定基準は、平成27年3月10日より施行する。

この基準は、令和3年4月1日より施行する。